

# システム標準化により住民票等に使用されている文字が変わる場合があります

問 市民課 戸籍係 ☎72-2101 (内線258)

## 行政事務標準文字導入についてのご案内

現在、国では法律に基づき、これまで各自治体が個別に運用してきた業務システムの統一・標準化を進めています。これまでには自治体ごとで管理する文字が異なっていたため、効率的な行政サービスの実施や大規模な災害発生時の迅速な対応などの妨げになっていました。国は、この状況を解消し、来るべきデジタル社会に適応した事務処理を実施できるよう、統一規格である「行政事務標準文字」を導入し、すべての自治体で同じ文字を使えるようにしました。

これにより、当市システムについても令和8年2月2日に「行政事務標準文字」が導入されましたので、当市が発行する住民票の写し、各種証明書や皆さんへお送りするお知らせなどに書かれている宛名（お名前や住所）の文字の形が、これまでのものと変わる場合があります。



Q 行政事務標準文字とは何ですか？

A 「行政事務標準文字」は戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとに、デジタル庁が作成した文字書体です。すべての自治体が同じ文字を使うことによって、効率的なサービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう導入するものです。



Q 今までの漢字は使えないのですか？

A 「行政事務標準文字」は自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われるものであって、市民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。なお、標準化に際し、戸籍では従来の文字を保持し続けます。



## 変更点について

すべての自治体が同じ文字を使い、行政事務を効率化するため、住民票の写し等、市が皆さんへ発送する郵送物の宛名などに用いる文字が、これまでと違ったデザインになる場合があります。部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差（「字形」の違い）の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み（「字体」の違い）は変わりません。

### 字体は同じだが、字形（デザイン）が変わる例

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

湾 → 湾

文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い

雪 → 雪

文字構成要素の画の長さの違い

空 → 空

文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い

さらに詳しく知りたい方はデジタル庁ホームページ（URLまたはQRコード）をご覧ください  
[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/character-specification](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/character-specification)

